

尼崎市教育委員会 10月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

令和6年10月28日 午後3時35分～午後4時6分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員等	教 育 長	白 畑 優
	教育長職務代理者	徳 山 育 弘
	委 員	太 田 垣 亘 世
	委 員	中 平 了 悟
	委 員	正 岡 康 子

3 出席した事務局職員等

教 育 次 長	安 田 博 之
教 育 次 長	東 政 信
管 理 部 長	佐々木 修
社 会 教 育 部 長	橋 本 貴 宗
企 画 管 理 課 長	伊 元 俊 幸
ス ポー ツ 推 進 課 長	本 田 勝 也

日程第1 議事録の承認

日程第2 議事

(1) 議案第42号 尼崎市立健康ふれあい体育館の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則について

(2) 議案第43号 尼崎市立健康ふれあい体育館の設置及び管理に関する条例施行規則について

日程第3 教育長の報告と委員協議

午後3時35分、教育長は開会を宣した。

白畑教育長 本日の日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりです。それでは、これより日程に入ります。まず、日程第1の「議事録の承認」についてでございます。9月定例会の議事録につきましては、先般、事務局より送付しておりますとおりです。内容に質疑等がありますでしょうか。

白畑教育長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。9月定例会の議事録を承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、9月定例会の議事録を承認することにいたします。次に、日程第2「議事」の「議案第42号 尼崎市立健康ふれあい体育館の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則について」および「議案第43号 尼崎市

立健康ふれあい体育館の設置及び管理に関する条例施行規則について」は内容が一連のものであるため、一括して審議します。提案理由の説明を求めます。本田 スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長 スポーツ推進課長でございます。それでは、議案第４２号「尼崎市立健康ふれあい体育館の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則について」及び、議案第４３号「尼崎市立健康ふれあい体育館の設置及び管理に関する条例施行規則について」、ご説明いたします。議案第４２号の説明資料をお開き願います。まず「制定理由」でございます。尼崎市立健康ふれあい体育館の設置及び管理に関する条例の、付則第１項及び第１項第２号において定める規則の制定が必要なことから本規則を制定するものでございます。

２の主な「制定内容」につきましては、条例の施行期日は、令和７年４月１日とし、同条例付則第１項第２号に掲げる規定の施行期日は同年１月１日とするものでございます。以上をもちまして、議案第４２号「尼崎市立健康ふれあい体育館の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則」の説明を終らせていただきます。

続きまして議案第４３号の説明資料をお開き願います。まず１の「制定理由」でございます。尼崎市立健康ふれあい体育館の設置及び管理に関する条例の施行に伴い、条例施行規則の制定が必要なことから本規則を制定するものでございます。

続きまして、２の主な「制定内容」につきましては、(１) 利用時間等（第２条）といたしまして、条例第５条に規定する利用時間及び休館日について定めており、内容は、①利用時間は、午前９時から午後９時、休日につきましては午後５時１５分まで②休館日は、月曜日、スポーツの日の場合はその日の翌日、及び１２月２９日から翌年の１月３日までとしております。(２) 使用料の減免（第７条）といたしましては、条例第７条第２項に規定する特別の理由を定めており、内容は、①本市の区域内に主たる事務所を有するスポーツ団体が条例第２条に規定する設置の目的に適合した活動を行うとき。②災害等の事情により教育委員会が特に減免の必要があると認めるとき。としております。(３) 使用料の還付（第８条）といたしましては、条例第７条第３項ただし書きに規定する特別の理由を定めており、内容は、①利用者の責めに帰することができない理由で有料施設を利用できないとき。②利用者が利用開始できる時刻までにその利用をやめる旨を申し出たとき。としております。(４) 禁止行為（第９条）といたしましては、条例第８条第３号に規定する禁止行為を定めており、内容は、①利用許可を受けていない体育館の施設又は付属設備を利用すること。②他人に迷惑を及ぼすおそれがある行為 等としております。(５) 指定申請の方法（第１１条第２項）といたしましては、条例第１２条に規定する指定申請に必要な書類について定めております。

次に、３の「指定管理者選定手続きの特例」（付則第２項及び第３項）につきましては、条例付則第２項の規定により、武庫体育館の指定管理者を、健康ふれあい体育館の指定管理者の指定を受けるべき者として選定する場合の、指定申請に係る特例を定めております。

最後に、４の「施行期日」についてですが、施行期日につきましては令和７年４月１日としております。ただし、指定管理者の指定に係る規定である、第１０条から

第14条までと、付則第2項及び第3項につきましては、公布の日から施行としており、また、利用許可手続きのうち、利用予約等に係る規定である、第4条及び第5条につきましては、令和7年1月1日に施行としております。以上をもちまして、議案第43号「尼崎市立健康ふれあい体育館の設置及び管理に関する条例施行規則」の説明を終らせていただきます。よろしく、ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

白畑教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 休館日は月曜日で、スポーツの日の場合のみその翌日ということだが、他の祝日は休館なのか。祝日は利用者が増えると思うが。

スポーツ推進課長 現行の社会体育施設と同じ取扱いのため、お尋ねのとおりです。

社会教育部長 図書館や歴史博物館は、月曜日が祝日のときは翌日休館ですが、社会体育施設は火曜日にスポーツ教室があるため、このような対応としています。今後、市民の利便性も踏まえて、祝日の開館も視野に入れながら指定管理者と協議していきます。

中平委員 実際に市民の利用状況は、休日と平日どちらが多いか。あまり変わらないのか。

社会教育部長 スポーツ教室や健康づくり教室の参加も休日の方が多くなっています。

中平委員 休日の方が利用頻度が高いなら、徳山委員お尋ねのとおり、祝日の開館も検討すべきと思う。

太田垣委員 体育館の場合、どんな会社が指定管理者として選定されるのか。

スポーツ推進課長 現行の体育館は、スポーツ振興事業団を指定管理者に選定しています。ふれあい体育館についても同事業団にお願いする予定です。

社会教育部長 スポーツ振興事業団は社会体育施設の管理のために設立されたという経緯から、指定管理者を非公募で選定しています。

太田垣委員 スポーツ施設やビルの管理会社が担っている事例もあるのか。

スポーツ推進課長 他市ではスポーツメーカーが受けている事例もあります。また、施設によってはビルメン会社と共同で受けている事例もあります。

中平委員 規則で休館日を定めた場合、運用の範囲で休館日の変更はできるのか。

社会教育部長 規定上、臨時の休館ができることになっているため、運用の範囲内での対応も可能です。

中平委員 規則のひな型は一から作ったのか、既存のものを利用しているのか。

スポーツ推進課長 規則の項目立てについては、直近で整備された生涯学習プラザの規則と同じです。
規則の中身については、現行の社会体育施設から準用しています。

中平委員 中学校部活動の地域移行を進めているところだが、社会体育施設の利用可能性について検討しているか。

スポーツ推進課長 部活動では学校の体育館やグラウンドなど学校施設を利用しています。地域移行後も一義的には学校施設を利用しますが、社会体育施設の利用を除外しなくても良いと思います。

中平委員 地域移行後、練習場が遠方になる学校も想定されるので、社会体育施設の利用も踏まえて、市域全体で部活動を支える仕組みが必要だと思う。

徳山委員 特定の部活動が続けて利用すると地域の人が利用できなくなるので、仕組みは慎重に考えてほしい。

白畑教育長 他に質疑はございませんか。

白畑教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第４２号」および「同第４３号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第４２号」および「同第４３号」は原案のとおり可決いたしました。次に、日程第３「教育長の報告と委員協議」に移ります。報告を求めます。伊元 企画管理課長。

企画管理課長 企画管理課長でございます。「教育委員会１０月定例会報告事項」について、ご報告いたします。お手元の資料、１６ページをお開き願います。

まず、総務関係でございます。１０月１６日に「阪神７市１町教育長協議会」が開催されました。また、議会関係では、１０月１日から２日にかけて総括質疑が行われました。質疑内容は、「学力向上対策」や「学校の施設整備」、「人権教育」についてなど多岐にわたり、答弁作成数は２６件でした。

次に、学校教育関係でございます。１０月３日に海外等語学研修派遣補助事業の報告会を開催しました。また、１０月９日には「小学校連合体育大会」、１９日には、「中学校総合体育大会」を執り行いました。

次に、社会教育関係でございます。１０月３日に「第１回尼崎市スポーツ推進審議会」、１０月１１日に「第２回尼崎市文化財保護審議会」を開催しました。

最後に、今後の主要行事予定でございます。１０月３１日に、「阪神７市１町教育委員会連合会第２回研修会」が宝塚市で開催予定でございます。こちらは徳山委員、太田垣委員、正岡委員がご参加いただくこととなっております。また、１１月１３日に、「近畿市町村教育委員会研修大会」がweb会議で実施予定でございます。こちらは徳山委員、正岡委員がご参加いただくこととなっております。教育委員会関係につきましては、１１月１１日に「第２回教育委員協議会」の開催を予定しています。なお、協議内容については未定のため、決定次第、お伝えさせていただきます。また、１１月２５日の１２時頃より、常陽中学校にて学校視察を予定しております。１１月定例会につきましては、学校視察が終わり次第、同日１５時００分からの開催を予定しています。報告は以上でございます。

白畑教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

中平委員 １０月４日に開催された第２回学びの多様化学校有識者会議で議論した内容を伺いたい。

企画管理課長 教育課程や校名を決める過程などを報告し、有識者の方からご意見をいただきました。

白畑教育長 他に質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。

白畑教育長 以上を以って、本日の日程は全て終了いたしました。
これを持ちまして、尼崎市教育委員会１０月定例会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会１０月定例会の議事の全部を終了したので、午後４時６分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会１０月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。